2020 年 4 月 2 日 株式会社エネサンス北海道

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う ガス料金・灯油料金の支払期日に関する特別措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的にガス料金・灯油料金のお支払が困難となる お客さまに対して、経済産業省からガス料金の支払期日猶予の要請を受けております。 この要請を受け、下記の通り特別措置を講じることといたしましたので、お知らせいたします。

記

1、特別措置の内容

以下に該当するガス料金・灯油料金の支払期日をそれぞれ1ヵ月延長いたします。

- ・2020年3月検針分(但し、支払期日が2020年3月25日以降となるもの)
- 2020 年 4 月検針分
- · 2020 年 5 月検針分

2、特別措置の適用対象

以下①②のすべてに該当し、当社に期日までに支払うことが困難である旨の お申し出があり、当社がやむを得ないと判断した場合に特別措置を適用いたします。

- ①当社とガス・灯油の供給について契約されているお客さま
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により

「生活福祉資金貸付制度」の「緊急小口資金」や「総合支援資金」の貸付を 受けられているお客さま

3、お問い合わせ先

拠点一覧より、最寄りのガスショップへお問い合わせください。

4、参考

・経済産業省 HP

「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ガス料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ」 https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319007/20200319007.html

・厚生労働省 HP

「新型コロナウイルス感染症の影響により生活資金でお悩みの皆さまへ」

 $https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html\\$